

滋賀県立総合病院

整形外科専門研修プログラム



目次

1. 整形外科専門研修の理念と使命
2. 滋賀県立総合病院 整形外科専門研修後の成果
3. 滋賀県立総合病院 整形外科専門研修プログラムの目標と特徴
4. 研修方法
 - 4.1 基本方針
 - 4.2 研修計画
 - ①専門知識の習得計画
 - ②専門技能の習得計画
 - ③経験目標（経験すべき疾患・病態、診察・検査等、手術処置等）
 - ④プログラム全体と連携施設におけるカンファレンス
 - ⑤リサーチマインドの養成計画
 - ⑥学術活動における研修計画
 - ⑦コアコンピテンシーの研修計画
 - ⑧地域医療に関する研修計画
 - ⑨サブスペシャリティ 領域との連続性について
 - 4.3 研修およびプログラムの評価計画
 - ①専攻医の評価時期と方法
 - ②専門研修プログラム管理委員会 の運用計画
 - ③プログラムとしての FD(Faculty Development) の計画
 - ④専門研修プログラムの改善方法
 - 4.4 専攻医の就業環境の整備機能
 - 4.5 整形外科研修の休止、中断、プログラムの移動、プログラム外研修の条件について
 - 4.6 修了要件
5. 研修スケジュール、研修ローテーション、専門研修施設、指導医
6. 専門研修プログラムを支える体制
7. 募集人数と応募方法 、病院見学の申し込みについて

1. 滋賀県立総合病院での整形外科専門研修の理念と使命

整形外科専門医は、国民の皆様に質の高い運動器医療を提供することが求められます。このため整形外科専門医制度は、医師として必要な臨床能力および運動器疾患全般に関して、基本的・応用的・実践能力を備えた医師を育成し、国民の運動器の健全な発育と健康維持に貢献することを理念とします。

整形外科専門医には、以下の使命があります。

- 1) .あらゆる運動器に関する科学的知識と高い社会的倫理観を備え、さらに、進歩する医学の新しい知識と技術の修得に日々邁進し、運動器に関わる疾患の病態を正しく把握し、高い診療実践能力を有すること。
- 2) .生活習慣や災害、スポーツ活動によって発生する運動器疾患と障害の発生予防と診療に関する能力を備え、社会が求める最新の医療を提供し、国民の運動器の健全な発育と健康維持に貢献すること。
- 3) .運動器疾患全般に関して、早期診断、保存的および手術的治療ならびにリハビリテーション治療などを実行できる能力を備え、運動器疾患に関する良質かつ安全で心もった偏りのない医療を提供すること。

滋賀県立総合病院は、成人部門は1970年に検診用ベッド30床の成人病センターとして、小児部門は1957年に肢体不自由児施設の滋賀整肢園として開設されました。開設以来、地域のニーズに応じて役割を拡大し、成人部門は2018年に滋賀県立総合病院と改称、小児部門は1983年に現所在地に移転し滋賀県立小児保健医療センターとして小児難治慢性疾患と保健事業を行って来ました。高度専門医療の実現のため、診療科の垣根を超え、多職種連携・地域連携を大切にしています。2025年1月より成人部門と小児部門が統合し635床となり、子どもから大人まで安心・信頼・満足の得られる高度かつ専門的な医療の実現を目指しています。また、県立の総合病院として、医療の提供だけではなく、感染症対策・災害対策・母子保健活動・小児在宅医療体制整備といった県や国の政策においても、中核的な役割を担う使命があります。

滋賀県立総合病院整形外科専攻医においても同様に、子どもから大人まで、全世代の運動器疾患全般に対して十分な知識と技術を習得し、高い診療実践能力を身に着けるだけでなく、社会の中で整形外科医が果たすべき役割について学び、自ら考え、実践する使命があります。

2. 滋賀県立総合病院 整形外科専門研修後の成果

滋賀県立総合病院整形外科研修プログラムを修了した専攻医は、あらゆる運動器に関する科学的知識と、高い社会的倫理観を備え、さらに進歩する医学の新しい知識と技能を修得できるような幅広い基本的な臨床能力（知識・技能・態度）が身についた整形外科専門医となることができます。ま

た、地域医療を中心とした研修によって、専攻医は研修期間中に以下のコアコンピテンシーも習得できます。

- 1) . 患者への接し方に配慮し、患者や医療関係者とのコミュニケーション能力を磨くこと。
- 2) . 自立して、誠実に、自律的に医師としての責務を果たし、周囲から信頼されること（プロフェッショナリズム）。
- 3) . 診療記録の適確な記載ができること。
- 4) . 医の倫理、医療安全等に配慮し、患者中心の医療を実践できること。
- 5) . 臨床から学ぶことを通して基礎医学・臨床医学の知識や技術を修得すること。
- 6) . チーム医療の一員として行動すること。
- 7) . 後輩医師に教育・指導を行うこと。
- 8) . 地域医療における 包括的なチーム医療の一員としての役割を学ぶこと。

3. 滋賀県立総合病院 整形外科専門研修プログラムの特徴と目標

滋賀県立総合病院整形外科は、新専門医制度開始以前より、毎年 1～3 名の専攻医を採用し、専門医取得のための指導を行ってきた実績があります。専攻医は、京都大学または滋賀医科大学をⅠ型研修基幹病院とする複数の専門研修プログラムからの派遣です。小児整形外科の研修のための短期派遣（3 か月、週 1 日×6 か月、等）の専攻医も多く受け入れており、開かれた研修の場です。

滋賀県立総合病院整形外科専門研修プログラムの特徴は、基幹病院である滋賀県立総合病院が、地域に根差した高度な診療実績を保有し、かつリサーチマインドが高いⅡ型研修基幹病院であるところです。滋賀県立総合病院には 10 の高度医療センターがあり、うち 2 つは整形外科分野です（人工関節センター、脊椎脊髄／側弯センター）。それとは別に、こども部門（こども医療センター）には小児難治慢性疾患を対象とする小児整形外科があります。令和 7 年 4 月時点で成人部門・こども部門、合わせて 8 名の専門性の高い指導医が在籍し、うち 5 名が京都大学もしくは滋賀医大にて医学博士を取得しています。基本的・実践的な知識と技術を習得しながら、同時に、臨床の場で感じた疑問を大切に、学問的にアプローチし、研究成果を発表して社会と分かち合うという臨床研究医の基礎を学ぶことを目標とします。

基幹病院である滋賀県立総合病院は新規患者数・手術件数とも多く、年間約 4400 台の救急車の受け入れがありますが、救命救急センターではありません。三次救急外傷の症例は、救命救急センターを持つ研修連携病院（高度救命救急センター：大津赤十字病院、救命救急センター：長浜赤十字病院・洛和会音羽病院・京都医療センター）で経験を積むことが可能です。

整形外科の対象とする疾患は全世代に及びますが、少子化に伴い小児整形外科疾患は専門病院への集約化が進み、認定研修施設であっても多くの施設では十分な経験を積むことが難しくなっています。一方で、複数の医療圏をまたいで適切に集約化するためには、地域の小児整形外科を専門としない整形外科医の小児整形外科に関する知識が不可欠です。滋賀県立総合病院は小児整形外科診療の拠点でもあり、本研修プログラムでは全ての専攻医が小児整形外科とのつながりを作ることを目標とします。希望者には専門医取得

後に速やかに日本小児整形外科学会認定医を取得できるように、整形外科専門研修期間中から支援をします。

滋賀県立総合病院整形外科専門研修プログラムでは、早期から専門医取得後の進路に関して明確なビジョンをもつ専攻医を応援します。希望するサブスペシャリティ領域が決まっている場合は整形外科専門研修期間中から、サブスペシャリティ領域の研修や学術活動を支援します。専門医取得後に大学院進学や留学を希望する場合は、博士号を持つ指導医や留学経験のある指導医が強力にサポートします。

4. 研修方法

整形外科専門研修プログラム整備基準及び付属資料（日本整形外科学会 HP）
<http://www.joa.or.jp/jp/edu/index.html>

4.1 基本方針

整形外科専門研修プログラム整備基準付属解説資料 3 「整形外科専門研修カリキュラム」に沿って、滋賀県立総合病院 および連携施設群において研修を行います。その中には京都大学のプログラムと連携した研修も含まれます。専門知識習得の年時毎の到達目標と専門技能修得の年時毎の到達目標は、整形外科専門研修プログラム整備基準付属解説資料 1 「専門知識習得の年次毎の到達目標」、資料 2 「専門技能習得の年次毎の到達目標」を参照して下さい。

研修実績の記録と評価には、日本整形外科学会整形外科学会会員マイページを用います。専攻医は、各研修領域終了時および研修施設移動時に日本整形外科学会が作成したカリキュラム成績表の自己評価欄に行動目標毎の自己評価を行います。また指導医評価表で指導体制、研修環境に対する評価を行います。指導医は、専攻医が行動目標の自己評価を終えた後にカリキュラム成績表の指導医評価欄に専攻医の行動目標の達成度を評価します。また、指導医は抄読会や勉強会、カンファランスの際に専攻医に対して教育的な建設的フィードバックを行います。研修実績と評価をもとに、専門研修最終年度の3月に研修プログラム管理委員会において、専門研修修了判定を行います。判定基準は【4.6 修了要件】に定めたとおりです。

このプログラムおよび専門研修プログラム管理委員会はサイトビジットを含む第3者の評価・指導を受けます。またその際に研修プログラム統括責任者、研修連携施設指導管理責任者、指導医ならびに専攻医は真摯に対応いたします。

4.2 研修計画

整形外科の研修で経験すべき疾患・病態は、骨、軟骨、筋、靱帯、神経などの運動器官を形成する全ての組織の疾病・外傷・加齢変性です。また、新生児、小児、学童から成人、高齢者まで全ての年齢層が対象となり、その内容は多様です。この多様な疾患に対する専門技能を研修するために、整形外科専門研修は1か月の研修を1単位とする単位制をとり、全カリキュラムを脊椎、上肢・手、下肢、外傷、リウマチ、リハビリテーション、スポーツ、地域医療、小児、腫瘍の10の研修領域に分割し、専攻医が基幹病院および連携病院をローテーションすることで、そ

それぞれの領域で定められた修得単位数以上を修得し、3年9か月間で45単位を修得する研修を行います。

① 専門知識の習得計画

本研修プログラムでは、専門知識を整形外科専門研修プログラム整備基準付属解説資料 3「整形外科専門研修カリキュラム」に沿って研修します。専攻医は1年目4月に京都大学で開催される専門研修プログラム管理委員会主催のセミナーに参加し、整形外科診療を行うための基本事項を学習します。

知識能習得状況を6ヵ月毎に評価します（自己評価および指導医評価）。専門研修プログラム管理委員会による専攻医面接を年1回行い、評価したデータをまとめた評価表（図1）を参照し、知識習得に関する目標設定・取得単位調整・指導を行います。専攻医の過半数が獲得できていない知識があれば、これを獲得するためのセミナーを専門研修プログラム管理委員会が開催します。

② 専門技能の習得計画

本研修プログラムでは、専門技能を整形外科専門研修プログラム整備基準付属解説資料 3「整形外科専門研修カリキュラム」に沿って研修し、技能能習得状況を6ヵ月毎に評価します（自己評価および指導医評価）。専門研修プログラム管理委員会による専攻医面接を年1回行い、評価したデータをまとめた評価表（図1）を参照し、技能習得に関する目標設定・取得単位調整・指導を行います。

専攻医の過半数が獲得できていない技能があれば、これを獲得するためのセミナーを専門研修プログラム管理委員会が開催します。

③ 経験目標（経験すべき疾患・病態、診察・検査等、手術処置等）

経験すべき疾患・病態、診察・検査等、手術処置等は、整形外科専門研修プログラム整備基準付属解説資料 3「整形外科専門研修カリキュラム」に明示された症例数以上を滋賀県立総合病院及び連携施設で偏りなく経験することを目標とします。経験の不足している分野については、その後の研修施設において経験可能なように配慮します。

専門医取得に必要な症例数を経験した後は、どのような症例または学術活動の経験をさらに積んでいくかを、専攻医と相談して、個別の目標を設定します。

④ プログラム全体と各施設によるカンファレンス

各研修施設の研修委員会の計画の下、症例検討・抄読会はすべての施設で行います。専攻医の知識・技能習得のためのセミナーを専門研修プログラム管理委員会が企画・開催します。連携施設のみでの判断や対応が難しい症例に関しては、滋賀県立総合病院および京都大学の指導医がバックアップ体制をとっており、どの連携施設においても、迅速に専門性の高い判断・研修が可能です。

⑤ リサーチマインドの養成計画

多くの連携施設に博士号を持つ指導医が在籍しており、臨床研究を診療の一環としてとらえ、診療から臨床研究までのシームレスな研修を行います。すべての専攻医が自らの症例の報告や、各病院の症例データベースを用いて研究した成果を、集談会や学会で発表する機会を、滋賀県立総合病院および各連携施設において積極的に提供します。研究指導は研修施設または滋賀県立総合病院の指導医が行います

また、連携する連携する大学大学病院での6ヵ月間の研修においては、希望により最先端の研究のプロジェクトに参加しリサーチマインドを養うことを目標とします。

⑥ 学術活動に関する具体的目標とその指導体制（専攻医1人あたりの学会発表、論文等）

研修期間中に日本整形外科学会が主催又は認定する教育研修会を受講し、所定の手続きにより30単位を修得します。京都大学整形外科同門会（京整会）が主催する整形外科研修セミナー（年約15回15講演）に積極的に参加することにより、他大学整形外科施設からの多領域にわたる最新知識の講義を受けることができます。

また、臨床的な疑問点を見出して解明し、その解答を専攻医が学会発表を年1回以上、論文執筆を研修期間中1本以上行えるように指導します。また希望者には研修期間中に1回の海外学会での発表を指導医の引率のもとに行い、研修期間およびその後にかけて英語論文執筆の指導をします。専門研修プログラム管理委員会は全専攻医の学会発表数および論文執筆数を年1回集計し、面接時に指導・助言します。

⑦ コアコンピテンシーの研修計画（医療倫理、医療安全、院内感染対策等）

整形外科専門医としての臨床能力（コンピテンシー）には、専門的知識・技能だけでなく、医師としての基本的診療能力（コアコンピテンシー）が重要であることから、どの領域から研修を開始しても基本的診療能力（コアコンピテンシー）を身につけさせることを重視しながら指導し、さらに専攻医評価表を用いてフィードバックをすることによって基本的診療能力（コアコンピテンシー）を早期に獲得させます。

滋賀県立総合病院および各研修施設の医療倫理・医療安全講習会に参加し、その参加状況を年1回専門研修プログラム管理委員会に報告します。

⑧ 地域医療に関する研修計画

整形外科専門研修カリキュラムの中にある地域医療の項目に沿って、周辺の医療施設との病・病診連携の実験を経験します。

研修関連施設には、滋賀県北部に位置する長浜赤十字病院・市立長浜病院といった地域中核病院が含まれています。本プログラムにおいて、地域の医療地域の医療資源や救急体制について把握し、地域の特性に応じた病診連携、病病連携の在り方について理解し、実践することができます。

基幹病院である滋賀県立総合病院は滋賀県全域を対象とする、難治慢性疾患やがんに対する高

度医療を提供する拠点病院であり、整形外科においても県全域から症例が集まります。特に小児整形外科は他府県からの症例も多い部門です。今後、高度医療の集約化は進むことが予想され、紹介する側・受け入れる側、どちらにとっても広域の医療機関との連携は重要です。円滑な連携を日常診療の一環として経験します。

⑨ サブスペシャリティ領域との連続性について

整形外科のサブスペシャリティは多岐に渡ります。整形外科を基本領域とする日本専門医機構認定のサブスペシャリティ領域として、日本脊椎脊髄病学会専門医、日本リウマチ医学会専門医があります。それ以外にも、日本手外科学会専門医、日本人工関節学会認定医、日本小児整形外科学会認定医など様々な学会の専門医・認定医制度があります。本プログラムは京都大学整形外科専門研修プログラムとも連携しているために、これらサブスペシャリティ領域の研修施設が多く含まれています。整形外科専門研修期間からこれらのサブスペシャリティ領域の研修や学術活動を支援可能です。

4.3 研修およびプログラムの評価計画

① 専攻医の評価時期と方法

専攻医および指導医は研修記録による研修実績評価を6か月に1回行い、(9月末および3月末)専門研修プログラム管理委員会に提出します。他職種も含めた滋賀県立総合病院および各研修施設での研修評価(態度も含めた総評)を各施設での研修終了時に行います。専攻医は研修プログラムの取得単位、学会発表・論文執筆数、教育研修講演受講状況を年度末に専門研修プログラム管理委員会に提出し、専門研修プログラム管理委員会で評価します。上記の総評を専門研修プログラム管理委員会で年1回年度末に評価します。

② 専門研修プログラム管理委員会の運用計画

専門研修プログラム管理委員会は専門研修プログラム統括責任者を委員長とし、各連携施設の専門研修指導責任者を委員とします。滋賀県立総合病院に専門研修管理事務局を置き、専門研修管理に係る財務・事務を行います。

年4回の定期委員会(6, 9, 12, 3月)を開催します。また、必要時に臨時委員会を開催します。3月に専攻医4年次の修了判定委員会を行います。

専門研修プログラム管理委員会活動報告をまとめ、各連携施設および専攻医に報告します。活動報告および専門研修プログラムは滋賀県立総合病院ホームページで公開します。

③ プログラムとしてのFD(Faculty Development)の計画

指導医は整形外科専門研修プログラム整備基準付属解説資料12「整形外科指導9医マニユアル」(日本整形外科学会ホームページ参照)に従って専攻医を指導します。

指導医の指導技能向上のためのセミナーを専門研修プログラム管理委員会が企画・開催

します。厚生労働省および日本整形外科学会主催の指導医講習会へ参加し、その参加状況を年 1 回専門研修プログラム管理委員会に報告します。専門研修プログラム管理委員会の年 4 回の定期委員会にてプログラムの改善できる点を検討し、必要に応じて改定します。

④ 専門研修プログラムの評価と改善方法

専門研修プログラム管理委員会で年 1 回検討し、必要に応じてプログラム改定を行います。(6. 専門研修プログラムを支える体制を参照)

4.4 専攻医の就業環境の整備機能（労務管理）

専門研修プログラム管理委員会は、専攻医に対するアンケートと面接で各施設の就業環境を調査します。就業環境に改善が必要であると判断した場合には、当該施設の施設長、専門研修指導責任者に文書で通達・指導します。

4.5 整形外科研修の休止、中断、プログラムの移動、プログラム外研修の条件について

傷病、妊娠、出産、育児、その他やむを得ない理由がある場合の休止期間は合計 6 か月以内とします。限度を超えたときは、原則として少なくとも不足期間分を追加履修することになります。傷病の場合は診断書の、妊娠・出産の場合はそれを証明するものの添付が必要です。留学、診療実績のない大学院の期間は研修期間に組み入れることはできません。また研修の休止期間が 6 か月を超えた場合には、専門医取得のための専門医試験受験が 1 年間遅れる場合があります。専門研修プログラムの移動に際しては、移動前・後のプログラム統括責任者及び整形外科領域の研修委員会の同意が必要です。

4.6 修了要件

- ① 各修得すべき領域分野に求められている必要単位を全て満たしていること。
- ② 行動目標の全ての必修項目について目標を達成していること。
- ③ 臨床医として十分な適性が備わっていること
- ④ 研修期間中に日本整形外科学会が主催又は認定する教育研修会を受講し、所定の手続により 30 単位を修得していること。
- ⑤ 1 回以上の学会発表、また筆頭著者として 1 編以上の論文があること。

以上 1～5 の修了認定基準をもとに、専門研修 4 年目の 12 月に専門研修プログラム管理委員会において修了判定を行います。

5. 研修スケジュール、研修ローテーション、専門研修施設、指導医

滋賀県立総合病院では整形外科専門研修プログラム整備基準付属解説資料 3 「整形外科専門研修カリキュラム」にあるすべての分野を研修することができます。高度医療センターを擁する滋賀県の中核病院として、最新の設備と豊富な症例を経験しながら、専門分野ごとの症例検討や抄読会などより専門的な知識・技能を指導します。

【滋賀県立総合病院 週間予定表—成人棟】

	月	火	水	木	金
8:30-9:00	術前・術後 カンファレンス	病棟回診	術前・術後 カンファレンス	術前・術後 カンファレンス	カンファレンス 英文抄読会
午前	外来・手術	外来・手術	外来・手術	外来・手術	外来・手術
午後	手術	手術	手術	手術	手術

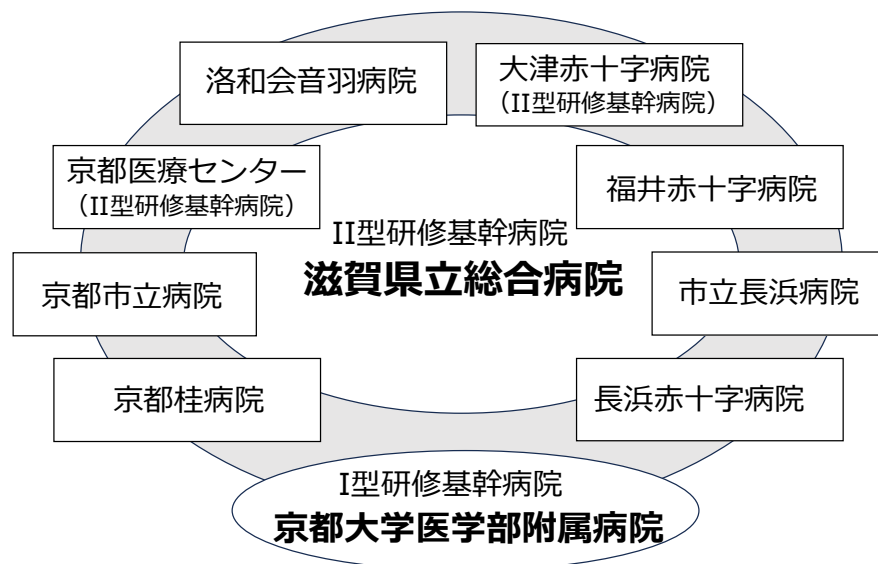
【滋賀県立総合病院 週間予定表—小児棟】

	月	火	水	木	金
8:30-9:00	リハビリ カンファレンス	画像 カンファレンス	画像 カンファレンス	画像 カンファレンス	
午前・午後	外来・手術	手術	外来	手術	外来
手術終了後		病棟回診		病棟回診	
検診	乳幼児二次		乳幼児二次		乳幼児二次

* 専攻医は成人棟から研修を開始します。年次により、週 1 - 2 日を小児棟で研修します。希望により適宜調整します。外来診察枠は成人棟から担当し、年次・希望に応じて小児棟で指導医の指導の下、週 1 回担当します。

【研修連携施設】

滋賀県立総合病院プログラムには京都大学医学部附属病院がⅠ型研修基幹施設として、8施設が研修連携施設として組み込まれています（同県内3施設、隣接府県5施設）。京都大学整形外科学教室は1906年の開講で、日本で最も古い歴史を持つ整形外科学教室であり、開講以来、様々な臨床研究、基礎研究を行い、独創的で優れた知見、手術手技、整形外科インプラントを世の中に送り出してきました。現在、京都大学整形外科では、膝関節、股関節、脊椎、腫瘍、リウマチ、手外科、スポーツなどのグループに分かれ、質の高い医療を提供しています。大学内にiPS細胞研究所をはじめとした様々な研究機関を擁し、それらの研究機関においても整形外科スタッフが研究を行い、連携して様々な分野での基礎および臨床研究を進めています。



【ローテーション例】 ＊京大病院での6か月間の研修を必須とする

	1年目	2年目	3年目	4年目
専攻医 A	滋賀県立総合病院		京都大学	長浜赤十字病院
専攻医 B	滋賀県立総合病院		京都医療センター	音羽病院 京都大学
専攻医 C	京都大学	福井赤十字病院	滋賀県立総合病院	
専攻医 D	京都医療センター	京大病院	京都桂病院	滋賀県立総合病院
専攻医 E	長浜赤十字病院		京大病院	滋賀県立総合病院 同左 小児棟専属

【指導可能な研修領域】

	脊椎	上肢	下肢	外傷	リウマチ	スポーツ	小児	腫瘍	リハビリ	地域医療
滋賀県立総合病院	○		○	○	○	○	○	○	○	○
京都大学医学部附属病院	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大津赤十字病院	○	○	○	○	○		○	○		○
市立長浜病院	○	○	○	○	○				○	
長浜赤十字病院	○	○	○	○		○			○	
福井赤十字病院	○	○	○	○	○	○		○	○	○
京都市立病院	○	○	○	○	○					
京都医療センター	○	○	○	○		○	○		○	
京都桂病院	○					○			○	
洛和会音羽病院	○	○	○	○		○	○	○	○	

【基幹施設・専門研修連携施設の新患患者数・手術件数一覧（2024 年）】

	新患数	手術数								
		脊椎	上肢・手	下肢	外傷	リウマチ	スポーツ	小児	腫瘍	計
滋賀県立総合病院	2101	255	48	380	232	9	21	329	3	1277
京都大学医学部附属病院	2963	173	236	410	20	43	21	8	140	1051
大津赤十字病院	1428	126	7	274	542	10	20	4	36	1019
市立長浜病院	1062	102	191	307	226	2	10		7	845
長浜赤十字病院	1986	201	217	288	683	3	14	30	1	1437
福井赤十字病院	2700	104	168	304	299	5	20		13	913
京都市立病院	1300	330	40	300	200	4	2	2	5	883
京都医療センター	951	100	51	259	356		9	5	5	785
京都桂病院	621		113	91	261		40		8	513
洛和会音羽病院	3189	232	94	307	549	1	41	8	33	1265

6. 専門研修プログラムを支える体制

① 専門研修プログラムの管理運営体制

基幹施設である滋賀県立総合病院においては、指導管理責任者（プログラム統括責任者を兼務）および指導医の協力により、また専門研修連携施設においては指導管理責任者および指導医の協力により専攻医の評価ができる体制を整備します。専門研修プログラムの管理には日本整形外科学会が作成した指導医評価表や専攻医評価表などを用いた双方向の評価システムにより、互いにフィードバックすることによって研修プログラムの改善を行います。上記目的達成のために滋賀県立総合病院に専門研修プログラムと専攻医を統括的に管理する整形外科専門研修プログラム管理委員会を設置し、本研修プログラム群には、1名の整形外科専門研修プログラム統括責任者を置きます。

② 基幹施設の役割

基幹施設である滋賀県立総合病院は専門研修プログラムを管理し、プログラムに参加する専攻医および連携施設を統括します。滋賀県立総合病院は研修環境を整備し、専攻医が整形外科の幅広い研修領域が研修でき、研修修了時に修得すべき領域の単位をすべて修得できるような専門研修施設群を形成し、専門研修プログラム管理委員会を中心として、専攻医と施設を統括し、専門研修プログラム全体の管理を行います。

③ 専門研修指導医

指導医は専門研修認定施設に勤務し、整形外科専門医の資格を1回以上更新し、なおかつ日本整形外科学会が開催する指導医講習会を5年に1回以上受講している整形外科専門医であり、本研修プログラムの指導医は上記の基準を満たした専門医です。

④ プログラム管理委員会の役割と権限

- 1) . 整形外科研修プログラム管理委員会は、研修プログラムの作成や研修プログラム相互間の調整、専攻医の管理及び専攻医の採用・中断・修了の際の評価等専門医研修の実施の統括管理を行います。
- 2) . 整形外科研修プログラム管理委員会は研修の評価及び認定において、必要に応じて指導医から各専攻医の研修進捗状況を把握、評価し、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう、整形外科専門研修プログラム統括責任者や指導医に指導・助言する等、有効な研修が行えるよう配慮します。
- 3) . 研修プログラム管理委員会は、専攻医が研修を継続することが困難であると認める場合には、当該専攻医がそれまでに受けた専攻医研修に係る当該専攻医の評価を行い、管理者に対し、当該専攻医の専門医研修を中断することを勧告することができます。
- 4) . 研修プログラム管理委員会は、専攻医の研修期間の終了に際し、専門医研修に関する当該専攻医の評価を行い、管理者に対し当該専攻医の評価を報告します。
- 5) . 整形外科専門研修プログラム管理委員会の責任者である専門研修プログラム統括責任

者が、整形外科専門研修プログラム管理委員会における評価に基づいて、専攻医の最終的な研修修了判定を行います。

- 6) ． 滋賀県立総合病院は連携施設とともに研修施設群を形成します。滋賀県立総合病院に置かれたプログラム統括責任者は、総括的評価を行い、修了判定を行います。また、プログラムの改善を行います。

⑤ プログラム統括責任者の役割と権限

プログラム統括責任者は、整形外科領域における十分な診療経験と教育指導能力を有し、以下の整形外科診療および整形外科研究に従事した期間、業績、研究実績を満たした整形外科医とされており、本研修プログラム統括責任者はこの基準を満たしています。

- 1) ． 整形外科専門研修指導医の基準を満たす整形外科専門医。
- 2) ． 医学博士号またはピアレビューを受けた英語による筆頭原著論文 3 編を有する者。

プログラム統括責任者の役割・権限は以下の通りとします。

- 1) ． 専門研修基幹施設である滋賀県立総合病院における研修プログラム管理委員会の責任者であり、プログラムの作成、運営、管理を担う。
- 2) ． 専門研修プログラムの管理・遂行や専攻医の採用・修了判定につき最終責任を負う。

⑥ 労働環境、労働安全、勤務条件

滋賀県立総合病院や各研修連携施設の病院規定により、労働環境、労働安全、勤務条件等へ以下に示す配慮をします。

- ・ 研修施設の責任者は専攻医のために適切な労働環境の整備に努めます。
- ・ 研修施設の責任者は専攻医の心身の健康維持に配慮します。
- ・ 過剰な時間外勤務を命じないようにします。
- ・ 施設の給与体系を明示します。

7. 募集人数と応募方法、病院見学の申し込みについて

【専攻医の受入数】 各年次 4 名 合計 16 名

【応募資格】 初期臨床研修修了見込みの者であること。

【募集期間】 7月上旬～12月上旬（予定）

* 定員に満たない場合は第2回目の募集も予定します

【応募方法】

基幹施設である滋賀県立総合病院整形外科に置かれた整形外科専門研修プログラム管理委員会が、整形外科専門研修プログラムをホームページや印刷物により毎年公表します。最新の説明会の日程は下記メールアドレスにお問い合わせいただくか、京都大学整形外科整形外科専門研修プログラム説明会案内ページ <https://www.seikei.kuhp.kyoto-u.ac.jp/recruit/seminar/> またはインスタグラム https://www.instagram.com/kyodai_seikei/ をご覧ください。

翌年度のプログラムへの応募者は、必要書類を郵送またはメールで下記問い合わせ先にお送り下さい。必要書類の一部は、下記滋賀県立総合病院レジデントセンターURLよりダウンロードしてください。

必要書類：

- ① 出願書 兼 履歴書（ダウンロード）
- ② 志望動機（ダウンロード）
- ③ 医師免許証（コピー）
- ④ 医師臨床研修修了（見込）証明書
- ⑤ 健康診断書

<病院見学の申し込みについて>

滋賀県立総合病院および各連携施設は随時、病院見学・プログラムガイダンス希望を受け付けております。下記「問い合わせ先」よりご連絡下さい。

<問い合わせ先>

〒524-8524 滋賀県守山市守山5丁目4番30号

滋賀県立総合病院 整形外科

担当：宗 和隆（研修プログラム統括責任者）

塚中 真佐子（採用担当者）

滋賀県立総合病院 レジデントセンター

Tel: 077-582-5031（代表）

E-mail: resi-center@mdc.med.shiga-pref.jp

URL: <https://www.pref.shiga.lg.jp/kensou/boshuu/kenshuui/koukikenshuu/index.html>

